

Title	加藤繁著, 支那經濟史考證 上卷, 東洋文庫論叢三十四
Sub Title	
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.4 (1952. 9) ,p.111(544)- 113(546)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520900-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520900-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

瀝したのであるが、本書は此の種の調査報告書としては洵に間然する處なき體裁、内容を備え、遺蹟の細密な觀察と精緻な遺物の研究に加えて、小林行雄氏の豊かな文化史的考察が一體となり、我國學界の最高水準を示されたといふべく、心からなる敬意を表するものである。終りに臨み、創立五年を迎えて日本考古學協會が優れた成果を公表するに至つたことを祝福しつゝ、筆を擱くこととする。

(清水 潤三)

### 加藤繁著 支那經濟史考證 上卷

東洋文庫論叢三十四  
昭和二十七年三月 東洋文庫

故加藤繁博士が支那經濟史研究の第一人者であつたことは言ふまでもない。故博士は大正六年四月、慶應義塾大學史學科に來任されてより、昭和二十一年三月に長逝せられるまで、我が三田史學會を指導し、その發展に盡くされた。故博士の如き優れた學者を先生として有したことは我々の最も誇とする所である。博士は生前、「史學」に數多くの論考を發表せられたが、他に「東洋學報」、「史學雜誌」を始め、諸雜誌にも無数の研究を掲載せられた。従つて、これまで博士の名篇を讀まうとしても、容易に入手し得ない憾があつたので、その論文集の刊行が早くから望まれてゐたのである。ところが、戦中、戦後の困難な出版事情により、

なかなか論文集は刊行されず、遂に博士の歿後の今日に至つて東洋文庫から發行された。それがこゝに紹介する本書である。本書は次に列擧する二十二篇の論文より成る。

一、「周景王鑄錢說話批判」は國語に見える周の景王が大錢を鑄たといふ話は從來事實として信ぜられてゐたが、戦國時代中期以後に作られた物語に過ぎないことを證明せられたものである。

二、「錢の語が貨幣を意味するに至りたる理由に就いて」は支那古代のすき形貨幣は布といふ外、錢とも呼ばれ、布について現れた圓形貨幣は圓と呼ばれた。そして圓と錢との音近き所から、遂に圓形貨幣に對して専ら錢の字を用ひるやうになつたと言ふ。

三、「郢爰考」は清末以來、安徽省壽縣で發見された戦國末期の楚の金貨である郢爰について論じてゐる。

四、「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」は前漢時代には大司農の掌る國家財政と少府・水衡の掌る帝室財政との間に嚴たる區別のあつたこと、及び帝室の收入、支出や、その財政機關について明かにした雄篇である。

五、「算賦に就いての小研究」は兩漢時代の人頭税なる算賦は成帝建始二年以前は不定であつたが、この時より百二十錢と定められたこと、算とは人を算へる義で、兵器車馬製造の費として徴收されたために賦といふこと、その起源は秦の孝公十四年に商鞅が創設したものであること等を論じてゐる。

六、「權の意義に就いて」は原義が一本橋である權が利益獨占の義に代り、漢の武帝以後は政府の專賣制度を指すやうになつた由來を述べてゐる。

七、「西漢前期の貨幣特に四銖錢に就いて」は漢の文帝より武帝までの間、鑄造された四銖錢の成分を化學的に分析し武帝の五銖錢よりは劣るが、秦の半兩錢、呂後の八銖錢、武帝の三銖錢よりは良質であつたことを證し、文帝の政策の成功であつたことを認めてゐる。

八、「三銖錢鑄造年分考」は漢の武帝が五銖錢の以前に鑄た三銖錢の鑄造年代を史記は元狩三年とし、漢書は建元元年として相異なるが、史記の年代の正しいことを考證したものである。

九、「唐の莊園の性質及び其の由來に就いて」は莊園とは元來、貴族の別莊で漢代からあつたが、唐代に均田法崩壞以後、莊園の設置が極めて多くなり、廣大な土地を占有するやうになつたことが述べてある。

一〇、「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての發達に就きて」は莊園が地主、田園と佃戸（小作人）の住居から成り、佃戸の生活は自作農のそれより悪いとは限らず、唐末から宋にかけて莊園は増加し、その中に多くの人口を含み、村や町にと發展し、更に鎮となり市となるものもあつた。莊園の増加は佃戸生活の次第に良好になつたことを示すと述べてゐる。

一一、「内莊宅使考」は内莊宅使とは宮廷所有の莊宅を掌る宦官で、唐の則天武后の代に創設され、穆宗の初にその權限が大いに縮少されたことを明かにしてゐる。

一二、「唐代に於ける不動産質に就いて」は清朝の中頃まで行はれた質入不動産の回贖權を永久に存續せしめる慣習が、唐代に於いて既に存在したこと、唐初の均田制に於いて不動産の質入が許されて居た理由は回贖の機會が永久に存在するためであつたことを證してゐる。

一三、「車坊に就いて」は唐宋時代の文獻に見える車坊とは貸馬車屋のことで、車坊には政府や、皇族、貴族の所有に係るものが多く、その所有者達は商人に車や馬を貸すことによつて莫大な利益を獲てゐたと言ふ。

一四、「宋代に於ける都市の發達に就いて」は唐の中頃から從來の定つた地域に時間も制限されて商店を開く市制や坊制が崩れ、宋代には都市の何處でも自由に商業が行はれ、瓦子といふ娯樂場や酒樓も大いに榮え、市民生活が向上し、富が増大し、人口も増加した有様を述べてゐる。

一五、「唐宋時代の市」は唐以前には州縣以上の都市に市といふ特別區域が設けられてをり、商業はこの市だけで許され、また同業者は行と言つて同じ通りに集つて店を建てゝゐた。市で商業が行はれるのは日出から日没までであつた。しかし宋代になる

と、何處へも、何時でも商店を建てるやうになり、行の制も單なる同業者組合へと轉化した。この外、寺觀の緣日等には定期市も開かれるに至つたことが述べてある。

一六、「唐宋の草市に就いて」、一七、「唐宋時代の草市及び其の發展」は州縣城以外の村や町では草市といふものがあり、東晉頃から始まつたが、元來は秣市といふ義で、後に田舎の小市といふ意になつた。草市は宋代には發展して鎮や市となつたと言ふ。

一八、「唐宋時代の商人組合『行』を論じて清代の會館に及ぶ」は戰國時代から既に始まつた同業商店が同じ街の一劃に集まる行の制は唐代に最も發展した。宋代に同じ街に集まる制が崩れると共に、商業の獨占を圖るために同業組合が結成せられ、これが新たに行と呼ばれるやうになり、このやうな同業組合は清代まで存続し、その或るものは明末から會館といふ一種のギルドホールを建てるに至つたとしてゐる。

一九、「唐宋時代の倉庫に就いて」は商業の發達した唐宋時代には倉庫を建て、商人の財貨を預り、保管料を收める倉庫業が行はれたこと、倉庫は唐代には邸、店、宋代には堆垛場、場坊等と呼ばれ、官有にも私有にも自ら經營する場合と人に貸付けて營業させる場合とがあり、何れも大きな利益があつたので、貴族、商人の投資の好對象となつたとする。

二〇、「居停と停場」は唐宋の文獻に見える居停とは人を宿泊

し貨物を預る處で、居停主人は保管の貨物の販賣の周旋をもした。停場とは宋代の用語で、買占めて貯藏する意であつた。

二一、「櫃坊考」は唐の後半期、長安その他の大都市に櫃坊（一に寄附鋪）といふものがあつて、保管料を取つて錢貨や金銀の類を預ることを業とし、尙ほ小切手の現金引換等をも取扱ふ一種の銀行があつたこと、櫃坊を利用したのは主として商人であつたこと、櫃坊は宋代に至つて本來の職能を喪失して賭場となり、悪徒の巢窟となり、元代に入つて滅亡したことなどを述べてゐる。

最後に「支那古田制の研究」の長篇を附録としてゐる。これは博士の處女作で、名高い井田制や貢法、助法、徹法等の支那古田土地公有制度を詳細に研究したものである。

以上、本書の内容を簡単に紹介したが、今こゝにこれらの論文を通讀すると、改めて博士の偉業が偲ばれる。全論文いづれも、今日の支那經濟史學の基礎でないものはない。東洋史のみならず、凡そ史學を志す者には何人も必讀の文獻である。それにつけてもかゝる名著を編纂刊行するの任に當られた諸氏に感謝したい。なほ望蜀の言を吐かせて戴くならば、支那年號の下に西曆紀年を入れてあれば一層便利であつたらうと思ふ。宋代以後の論文を載せると言ふ下卷の刊行を待望する次第である。

(和田 博徳)